

令和6年度公立大学法人島根県立大学会計監査人の選定にかかる提案競技実施要領

1. 提案競技の趣旨

島根県は、2007年4月に、地方独立行政法人法に基づく公立大学法人を設立し、現在、同法人は、島根県立大学（浜田市、出雲市及び松江市）と、島根県立大学短期大学部（松江市）を設置・運営し、総勢約2,000人の学生を教育している。

同法人による大学運営においては、少子化による大学間競争の時代の中にあっても、その個性と魅力をアピールして入学生を確保し、限られた財源下にあっても教育効果を最大限に高めることにより、社会に貢献できる有為な学生を育成することに加え、公立大学として積極的な地域貢献や県民への正確な情報開示等についても対応していかなければならない。

よって、公立大学法人島根県立大学による効率的かつ効果的な大学運営と正確な会計情報の作成を支える令和6年度の会計監査人を選定するため、本提案競技を実施する。

2. 提案競技に付する事項

公立大学法人島根県立大学会計監査人の選定

3. 会計監査人の任期

会計監査人の選任日から、公立大学法人島根県立大学が作成した令和6年度の財務諸表について地方独立行政法人法第34条第1項の規定に基づく島根県知事の承認がなされる日までとする。

ただし、地方独立行政法人法第39条の規定による解任等の特段の事情のない限り、令和7年度及び令和8年度についても再任する方針とする。

4. 提案見積額の上限額

1事業年度あたり1320万円（消費税及び地方消費税を含む。）

5. 提案競技参加資格

公認会計士又は監査法人とする。ただし、公認会計士法の規定により、財務諸表について監査することができない者は除く。

6. 提出書類等

- (1) 内 容 別紙「公立大学法人島根県立大学会計監査人の選定にかかる提案書の記載事項」による。
- (2) 形 式 A4版 横書き 合計20頁以内
- (3) 提出部数 6部
- (4) 提出期限 郵送又は持参により、令和6年5月17日（金）午後5時15分まで（必着）に提出すること。
- (5) 提出場所 下記13.に同じ。

7. 選定方法

- (1) 別に設置する公立大学法人島根県立大学会計監査人選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案書を総合的に評価し会計監査人候補者を選定する。
- (2) 評価については、提案者について公立大学法人島根県立大学の役員等の関与がないことに加え、以下の点を考慮する。
 - ア 監査業務実績
 - 提案者の国立大学法人及び公立大学法人の監査実績及び会計業務支援実績
 - イ 監査体制
 - 実際に監査を行う要員に地方独立行政法人会計基準にかかる知識及び国立大学法人又は公立大

学法人の監査経験があるか。

○監査チームの人員構成及びバックアップ体制は充実しているか。

ウ 監査計画

○適切な監査日数であるか。

エ 監査手法

○監査手法は適切か。

オ 業務支援

○法人に対する会計業務支援の方法、充実度。

カ 監査報酬見積額

○見積総額が安価であり、かつ、所要の見積項目が網羅されているか。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加減算する方法により合計得点を算出する。

(4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書についてプレゼンテーションの依頼を行う。

ア 日程

令和6年5月30日(木) 時間については別途通知する。

プレゼンテーションはオンライン形式で実施する。

イ プレゼンテーションの方法

15分以内で提案競技参加者による説明を行った後、審査委員からの質問時間を10分程度設定する。

(5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者全員に別途通知する。

(6) 審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

8. 提案競技説明手続

(1) 提案競技実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間 令和6年4月8日(月)から令和6年5月17日(金)まで
閉庁日を除く毎日 午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配付場所 総務部総務課1F分室(島根県松江市殿町1番地 島根県庁内)

(2) 提案競技にかかる説明会は実施しない。

9. 提案競技に係る質疑について

(1) 質疑は、期限までに文書(様式任意)により提出すること。(FAX又は電子メールも可とする。ただし、必ず到着確認の電話をすること。)

(2) 提出場所

下記13.に同じ。

(3) 提出期限 令和6年4月24日(水)午後5時15分まで(必着)

(4) 質問に対する回答は、質問者に対して令和6年4月30日(火)までに随時FAX又は電子メールにより通知する。また、質問に対する回答を県ホームページに掲載する。

(県ホームページアドレス：<http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/>)

10. 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11. 契約

(1) 契約

会計監査人として選定された者は、公立大学法人島根県立大学との間で随意契約を行う。

(2) 契約金額

会計監査人から見積書を徴取し、公立大学法人島根県立大学が定めた予定価格の範囲内において決定する。

(3) その他の契約条項

公立大学法人島根県立大学と会計監査人との協議のうえ定める。

12. その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ及び書類の追加・修正には原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

13. 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地

島根県総務部総務課私学・県立大学室

電話 0852-22-5015

FAX 0852-22-6168

e-mail shigaku-kendai@pref.shimane.lg.jp

14. 参考資料

- ・ 県立大学・短期大学の概要（令和5年5月1日現在）

公立大学法人島根県立大学会計監査人の選定にかかる提案書の記載事項

○提案書の記載事項

1. 「公立大学法人島根県立大学会計監査人の選定にかかる提案競技実施要領」に定める提案競技参加資格を有することを証する書面及び公立大学法人島根県立大学の役員等の関与がないことを誓約する書面（要押印）。いずれも書式は任意とする。
2. 会計監査人の業務
 - (1) 監査の実施体制
 - ① 監査計画
公立大学法人島根県立大学において実施を想定する監査計画の概要を記載
 - ② 監査チームの編成
監査チームの編成及び監査責任者及び監査人員等を記載
監査チームをバックアップする体制について記載
 - (2) 具体的な業務内容及び監査方法等
具体的な業務内容及び監査方法等について記載（法人職員に対する会計業務支援を含む）
監査業務を行うにあたり監査を受ける側である法人職員が行うべき業務について記載
3. 監査法人の概要
 - (1) 監査法人の名称及び代表者
 - (2) 出資金
 - (3) 令和5年度業務収入（営業収益）
 - (4) 島根県内に所在する事務所の名称及び所在地
 - (5) 事務所の数（国内・海外）
 - (6) 人員構成（令和6年4月1日現在）

（内訳） 公認会計士	名
会計士補	名
その他	名
計	名
4. 監査実績
 - (1) 監査業務の実績（令和5年度）※会計業務支援実績数を（ ）内に記載。

国立大学法人	件	（ 件）
公立大学法人	件	（ 件）
地方独立行政法人	件	（ 件）
公的機関	件	（ 件）
計	件	（ 件）
 - (2) 公立大学法人島根県立大学の監査事務所の実績＜（1）の内数＞
※会計業務支援実績数を（ ）内に記載。

国立大学法人	件	（ 件）
公立大学法人	件	（ 件）
地方独立行政法人	件	（ 件）
公的機関	件	（ 件）
計	件	（ 件）
5. その他参考事項
令和5年度における国立大学法人、公立大学法人の制度及び地方独立行政法人会計制度に関連する検討会議、専門部会等への参加状況並びにこれらに準ずる会議等への参加状況について記載してください。
6. 監査報酬見積書について（※令和6年度～令和8年度分）
見積書については、任意の様式により次の事項を記載してください。
 - (1) 見積金額
 - (2) 執務予定日数（延べ人日数も記載）
 - (3) 見積額算定内訳（旅費等の必要経費を含む）及び積算の考え方
 - (4) 監査日程等契約内容に大幅な変更が生じた場合の処理方法